

事業再評価調査（簡略）

[事業種別] 事業名【再評価理由】		[街路事業] 河堀口舎利寺線	【事業再評価後5年経過4回目】	
担 当		建設局道路部街路課 (電話番号：06-6615-6744)		
1 事業目的		<p>・本路線は、市東南部の生野区において、東西を連絡する補助幹線道路である。</p> <p>・当該区間は、南北を縦断している豊里矢田線と森小路大和川線を結ぶものであり、建物の老朽化や建て詰まり、狭隘道路、公園・オープンスペースの不足など、防災面や住環境面で多くの問題を抱えている生野区南部地区において、面的な老朽住宅密集市街地整備と一体となって整備を行うものである。</p> <p>・本路線の整備を行うことにより、戦前に市街化された当地区の防災性の向上が図られ、地区内交通が周辺の幹線道路へのアクセスが容易となり利便性の向上が図られる。また併せて、電線類を地中化し、無電柱化することにより、安全で快適な道路空間の整備を図る。</p> <p>・本路線は、「大阪市地域防災計画」において避難路に位置付けられているとともに、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム(R3.3)」において、生野区南部地区は重点対策地区に位置付けられており、都市防災機能の向上を図る重要な路線である。</p>		
2 事業内容		<p>・街路整備（道路拡幅） 延長L=880m 幅員W=15m（両側2車線、歩道あり） 現状（幅員W=6.5m）</p>		
3 事業の概況 ※[]内は前回評価時		<p>事業開始 平成9年</p> <p>事業完了予定 令和6年[令和4年]</p> <p>全体事業費 55億円[55]億円</p> <p>既投資額 47億円[44]億円</p> <p>変更点：完了年度延長（R4→R6）</p>	<p>進捗率 86%[79%] (事業費ベース)</p> <p>工事進捗率 33%[29%] (面積ベース)</p> <p>用地取得率 97%[88%] (面積ベース)</p>	
4 前回再評価からの実施状況		<p>・平成28年度の事業再評価における対応方針は「事業継続（A）」であり、現在その方針に沿って残る用地取得と道路整備を進めている。</p>		
所管局の考え方				
5 （変更等の有無） 視点毎の評価	事業の必要性 A～C	<p>・本路線を含む生野区南部地区一帯は、老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな影響を受ける恐れがあることから面的整備が進められている。</p> <p>・本路線は「大阪市地域防災計画」において避難路に位置付けられているとともに、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム(R3.3)」において、生野区南部地区は重点対策地区に位置付けられておることから、都市防災機能の向上を図る重要な路線であるとともに、地区内を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の観点からも必要性が高い路線である。</p>		
	事業の実現見通し A	<p>・本路線は、平成28年度に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、生野区南部地区整備事業と連携して進める路線として位置付けていることから、優先的に事業を実施する路線である。今後未買収地について引き続き交渉を進め、用地取得ができた区間から順次工事を実施し、令和6年度での完成を見込んでいる。</p>		
	事業の優先度 A	<p>・本路線は、平成28年度に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、生野区南部地区整備事業と連携して進める路線として位置付けていることから、優先的に事業を実施する。</p>		
6 対応方針（案）		事業継続（A）		
(理由)		<p>・本路線は、平成28年度に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、住環境面、防災面等で多くの問題を抱える生野区南部地区の面的な老朽住宅密集市街地整備を行う生野区南部地区整備事業と連携して進める路線として位置付けており、優先的に事業を実施する路線である。</p> <p>・また、本路線は「大阪市地域防災計画」において避難路に位置付けられているとともに、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム(R3.3)」において、生野区南部地区は重点対策地区に位置付けられておることから、都市防災機能の向上を図る重要な路線であるとともに、地区内を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の観点からも必要性が高い路線であり、重点的に予算を確保しながら事業を実施していくことから「事業継続（A）」とする。</p>		
7 今後の取組方針（案）		<p>・生野区南部地区整備事業と連携して進める必要があり、また都市防災機能の向上や道路ネットワークの形成を図るためにも整備が必要な路線として、重点的に予算を確保し、用地交渉が難航している物件については土地収用法の適用も視野に入れながら、用地取得を進め、用地取得ができた区間から工事を実施し、令和6年度の事業完了をめざす。</p>		